評価基準（令和8年度　仙台市指定障害福祉サービス事業者等運営指導委託業務）

分類	No	評価項目	評価・採点の着眼点	配点
1. 業務の理解	(1)	本業務に関する考え方、実施方針	実施方針が事業の趣旨・目的（質の確保、給付費の適正化）、制度背景を理解したものになっているか。仙台市が抱える課題の把握は適切であり、その解決の方向性が示されているか	5
2. 業務の実施方法・手法	(1)	意欲（工夫や改善策、協働）	仕様書の要求水準を踏まえつつ、実効性の高い工夫や改善策（研修内容の高度化・分析手法・ICT活用等）を複数、具体的に提示しているか。また、市とともにより良い指導スキームを作るという協働姿勢が明確か	5
	(2)	効果検証・業務効果向上に向けた改善提案	適切な分析指標を掲げたうえで業務の効果検証を行い、翌年度に向けて業務効果を向上させるための改善策の構築について、具体的で実効性のある提案となっているか	5
	(3)	運営指導の手法	運営指導の各段階（事前準備、運営指導、結果の取りまとめ、事後調整）におけるプロセスに具体性があり、また、トラブルへの対応に実効性があるか	5
	(4)	成果物・業務効率化の達成	管理・集計ツールの機能（結果記録、通知書出力、案件管理・検索、集計）の達成、帳票の整備、運用・保守について業務効率化に資する具体的な提案となっているか	5
	(5)	事務ミスの防止	ミス防止策が多層構造（プロセス・ICT・教育・再発防止）で具体的か。また、運営指導業務の特性に即したリスク分析と対策が体系的に示されているか。	5
3. 業務の実施体制	(1)	実施体制・人員配置（管理者・調査員・代替要員・研修）	・統括・進捗管理体制、人員配置（調査員等の必要人数、直接雇用）、再委託を行う場合にはその理由及び体制等について具体的かつ適切なものとなっているか ・教育・内部監査、欠員・繁忙のバックアップについて具体性があるか	5
	(2)	業務管理能力・ノウハウの保持	管理者をはじめとした職員が、運営指導業務に係るノウハウ、専門的な知識、及び、業務管理に係る十分な能力を有しており、本業務への効果が見込まれるか	5
	(3)	セキュリティ・個人情報保護・インシデント対応	行政情報セキュリティポリシー、外部委託ガイドライン準拠、端末・通信の管理、漏えい等発生時対応・再発防止について具体的な提案がなされており、実効性が認められるか	5
4. 事業の実績	(1)	同様の業務の実績または類似業務の実績の有無	障害福祉サービス運営指導、または、類似業務（介護事業者に対する運営指導業務等）について過去5年以内に業務を受託した実績があり、本業務への効果が見込まれるか *※規模・件数・自治体名についてはプロポーザル企画提案書の正本にのみ記載すること。業務内容・件数・都道府県または大都市分類について、事務局が委員に提示する*	5
5. 業務のスケジュール	(1)	実施スケジュール・実現性（件数計画含む）	・契約期間を通じた業務の実施スケジュールが具体的であり、業務実施に実効性があるか ・20件以上の運営指導の実施が適切にスケジューリングされており、仕様書に沿った確実な業務遂行が見込まれるか	5
6. 見積価格	(1)	見積価格の妥当性	適切な項目が示され、見積額の内訳が明確であるとともに、提案内容と照らして整合性のある具体的な積算であるか。そのうえで、見積額は経済的であるか	5
7. 地域経済への配慮	(1)	.市内における本店・支店の有無及び地元企業の優先性	市内に本店や支店又は事業所があるか。また、地域経済への配慮がなされているか	5

＜留意点＞

・上表「評価基準」に記載の評価基準の点数を指標とし、応募者からの提案資料について1点から5点の5段階評価で採点を行う。

・いずれも最低基準を5割とし、これを超える提案者のうち最も合計得点が高い者を受託候補者として決定する。